平成２９年（フ）第１１２０号
福岡県朝倉市甘木1181番地３
債務者　野上　佳享
１　決定年月日時　平成29年８月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１２１号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2745番地１　シティライフ仲原503号
債務者　吉岡　幸子（旧姓江郷）
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１２３号
福岡県朝倉市菩提寺543番地１　カーザ・カルドＡ棟、申立時の住所福岡県朝倉市一木726番地５
債務者　丸山　浩二
１　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１２４号
福岡県朝倉市菩提寺543番地１　カーザ・カルドＡ棟、申立時の住所福岡県朝倉市一木726番地５
債務者　丸山小由里
１　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１２６号
福岡市博多区吉塚７丁目２番16号
債務者　井手　洋祐
１　決定年月日時　平成29年８月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１２８号
福岡県大野城市南ケ丘５丁目14番18号
債務者　栗原　翔太
１　決定年月日時　平成29年８月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１３４号
福岡市早良区飯倉８丁目19番１号
債務者　服部　健次
１　決定年月日時　平成29年８月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１４９号
福岡県宗像市江口1268番地２
債務者　嶺　　祥子
１　決定年月日時　平成29年８月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１５０号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目６番21―102号
債務者　麻生　恭子
１　決定年月日時　平成29年８月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１５１号
福岡市東区蒲田１丁目14番３―306号
債務者　山崎　宗丸
１　決定年月日時　平成29年８月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１６０号
福岡市南区長住５丁目16番28―602号
債務者　岩永　幸子
１　決定年月日時　平成29年８月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１６３号
福岡市早良区原団地31番105号
債務者　宮部　東治
１　決定年月日時　平成29年８月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１７１号
福岡市中央区大手門３丁目８番２号
債務者　江崎理恵子
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１９３号
福岡市博多区空港前５丁目16番19号
債務者　福岡　千草
１　決定年月日時　平成29年８月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２９８号
鹿児島県鹿児島市吉野町4105番地50　シエルブルーⅠ　202号
債務者　伊地知真也
１　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１５１号
兵庫県川西市東畦野山手１丁目14番45号
債務者　谷　　音々
１　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係